



宮崎県公報

令和4年6月22日(水曜日) 号外 第24号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目次

選挙管理委員会告示

○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙用紙の様式	1
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	2
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	2
○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	2

員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時	2
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	2
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2

選挙管理委員会告示

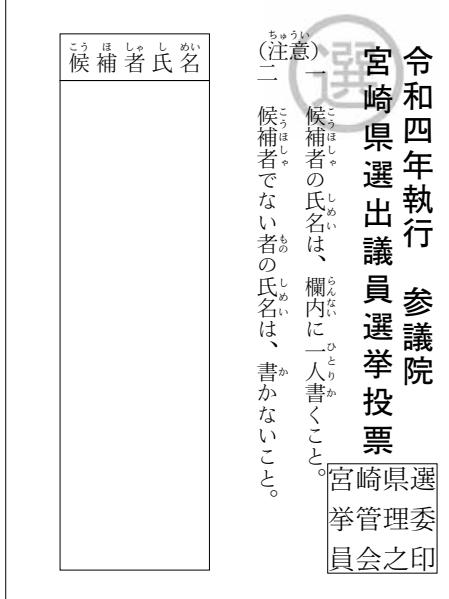
宮崎県選挙管理委員会告示第32号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙用紙の様式は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂雄二

1 参議院宮崎県選出議員選挙投票用紙



備考

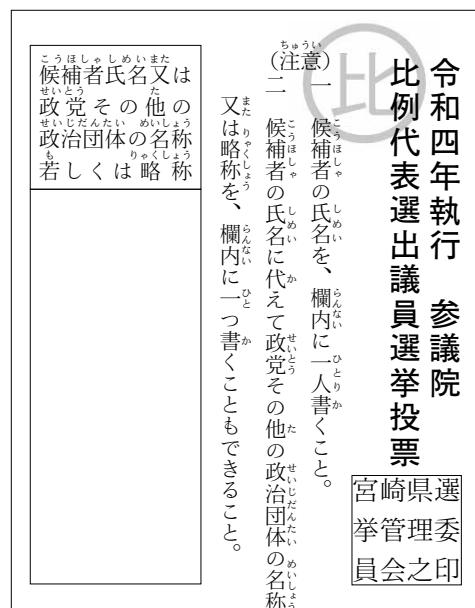
- 大きさは、たて12.8センチメートル、横8センチメートルとする。

ルとする。

2 クリーム色の用紙に黒刷とする。

3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙



備考

- 大きさは、たて12.8センチメートル、横8センチメートルとする。
- 白色の用紙に黒刷とする。
- 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

選 挙 長		選挙長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎市	茂 雄二	宮崎県宮崎市	児玉 洋一

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県都城市	有村 文雄	宮崎県宮崎市	児玉 洋一

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
2 日時 令和4年7月12日 午前9時から

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
2 日時 令和4年7月12日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示できる日は、令和4年6月22日からとする。ただし、候補者届の受理後とする。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、各候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項の規定により行う政見放送の順序並びに日本放送協会及び基幹放送事業者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第151条第3項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和4年6月22日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第1項の規定による投票所内及び同条第2項の規定による期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和4年6月22日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条第1項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和4年6月23日 午後5時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条第2項の規定により発行する選挙公報の名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和4年6月24日 午前9時30分から